

公益財団法人千葉市産業振興財団 WEB ページ広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 公益財団法人千葉市産業振興財団(以下「財団」という。)が管理、運営するWEBページ(以下「財団 WEB ページ」という。)にバナー広告又はテキスト広告(以下「広告」という。)を掲載するにあたっては、その広告表現について、公益財団法人千葉市産業振興財団 WEB ページ広告掲載要綱、公益財団法人千葉市産業振興財団 WEB ページ広告掲載基準に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだ広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用できないものとする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- (6) その他、入力等何らの操作ができると誤解させるおそれのあるもの
- (7) 半角カナ、ウェブブラウザで表示できない文字、記号、マーク、機種依存文字等を含む文字列
- (8) リンク先内容と明らかに異なる表現
- (9) その他広告の表現として適当でないと財団が認めるもの

(GIF アニメ)

第3条 GIF アニメを用いる場合は、利用者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。

(財団 WEB ページとの区別)

第4条 次の表現については、利用者が財団 WEB ページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 財団 WEB ページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 利用者が財団の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮

しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成18年7月5日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成23年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成25年4月1日から施行する。